

「野村病院生涯健康支援クラブ」会員規約

2018年2月1日制定

第1条（名称）

本会を「野村病院生涯健康支援クラブ」（以下「健康クラブ」という。）と称する。

第2条（目的）

早期発見、早期介入による生活習慣病等の発症防止、重症化予防、フォローアップ等の重要性を認識し、合理的な健康管理を行い、健康な生活を維持できるようにするために、生活習慣病等を中心とした病気に関する知識の普及を図ることを目的とする。

第3条（運営）

健康クラブは医療法人財団慈生会野村病院予防医学センターが運営するものである。

第4条（会員）

1. 健康クラブの会員は、予防医学センターが指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、会員サービス利用を申し込んだ者をもって構成する。
2. 20歳以上であること。

第5条（会員サービス内容及び保障）

1. 会員サービスとして、会員限定の割引料金にて人間ドック特別コースを受診することができる。
2. 会員は、会員サービスを私的に利用するものとし、会員サービスを用いて第三者から利益を得る行為は行わないものとする。

第6条（入会費・年会費）

会員は、入会費・年会費を負担しないものとする。

第7条（健康保険被保険者証の提示）

会員が入会後、健康診断を受診する際、受診当日、毎回、健康保険被保険者証の提示を要求するものとする。

第8条（利用料金の決済）

会員は特別コース受診の際、受診当日、検査終了後、受付窓口にて、現金またはクレジットカードで利用料金の決済をし、その際に発行する領収書は受診者本人名とする。よって、請求書等の発行(発送)による支払いは行わないものとする。

裏面へ続く

第9条（会員サービスの利用に際しての禁止行為）

会員は、会員サービスの利用にあたって以下の行為をしてはならないものとする。

「会員サービスを利用して健康保険組合、共済組合、企業、団体等に補助金申請を行うこと。」

第10条（住所の変更等）

会員は、住所・氏名・電話番号等に変更が生じた場合は、変更手続きを行うものとする。

第11条（退会）

会員は随時退会できるものとする。

第12条（反社会的勢力の排除）

自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他公益に反する行為をなす者（反社会的勢力）ではないこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与等の関係を有しないものとする。

第13条（個人情報の取り扱い）

1. 会員サービス会員登録に際して、会員の氏名・住所・電話番号などの個人情報は、収集の目的を示した上で、必要な範囲内で収集するものとする。
2. 会員より収集させていただいた個人情報は、不正アクセス、紛失、窃取がないように適切に管理し、予防医学センター内に限り、収集目的の範囲内でのみ利用できるものとする。

第14条（附則）

この規定は、2018年4月1日から施行する。

上記規約に同意の上、「野村病院生涯健康支援クラブ」に入会します。

年 月 日

署名